

みんなで取り組む災害に強い長崎県づくり条例
【逐条解説】

平成25年12月

長 崎 県

みんなで取り組む災害に強い長崎県づくり条例

【逐条解説】目次

第 1 編 条例制定の経緯	1
1 . 条例制定が求められた背景	1
2 . 条例案の検討の開始	1
3 . 総務委員会における審議等	1
4 . 本会議における審議	2
5 . 条例の公布	2
第 2 編 逐条解説	3
前文	3
第 1 章 総則	
第 1 条（目的）	5
第 2 条（定義）	7
第 3 条（基本理念）	16
第 4 条（県民の役割）	19
第 5 条（自主防災組織の役割）	20
第 6 条（事業者の役割）	21
第 7 条（市町の役割）	23
第 8 条（県の責務）	24
第 2 章 県民等による防災対策	
第 9 条（防災に関する意識の高揚等）	26
第 10 条（災害教訓の伝承）	27
第 11 条（自主防災組織の活動への参加）	27
第 12 条（県民等による物資の備蓄等）	28
第 13 条（建築物の倒壊等の防止）	29
第 14 条（円滑な避難）	35
第 15 条（観光施設等の利用者の安全の確保）	38
第 16 条（事業継続計画）	40
第 3 章 市町の基本的な施策	
第 17 条（市町による災害等に関する情報の収集等）	42
第 18 条（自主防災組織の育成）	46
第 19 条（消防団の充実強化）	47

第20条（市町による物資の備蓄）	49
第21条（避難計画の策定等）	50
第22条（医療救護体制の整備）	54
第23条（市町の業務継続計画）	56
第4章 県の基本的な施策	
第24条（防災教育等の機会の確保等）	58
第25条（災害教訓の伝承に対する支援）	60
第26条（県による物資の備蓄等）	61
第27条（事業者との協定）	62
第28条（防災に関する施設等の整備）	64
第29条（孤立地区対策の推進）	65
第30条（県による災害等に関する情報の収集等）	66
第31条（災害時要援護者への支援）	68
第32条（旅行者の安全の確保）	69
第33条（防災ボランティアへの支援等）	70
第34条（広域的な医療救護体制の整備等）	72
第35条（公衆衛生の確保）	74
第36条（県の業務継続計画）	76
第37条（災害復旧及び復興の推進）	76
第38条（県民等の意見の反映）	78
第5章 雑則	
第39条（長崎県防災月間）	79
第40条（財政上の措置）	81
附 則	
第1項（施行期日）	82